

- 3 乙は、甲につき次の各号の事由が生じたときは、本業務を停止できるものとする。
- (1) 甲が利用料の支払を遅滞したとき。
 - (2) 甲がこの契約に違反したとき。
 - (3) 甲の責めに帰すべき事由により本業務の履行に著しい支障を来し、又はそのおそれがあるとき。
- 4 前項の場合において、乙は、甲に対して、事前に本業務を停止する日、その期間及び理由を通知するものとする。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失又は背信行為があった場合
- (2) 仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立ての対象となった場合
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 乙の役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明したとき。
- (6) その他この契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、甲は、乙に対し委託料の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期日までに納付させ、甲になお損害があるときは、その賠償を請求することができるものとする。

3 乙は、甲が回線使用料の支払を停止した場合、甲に重大な過失若しくは背信行為があった場合又はその他この契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合は、何らの催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができる。

4 前項の規定により乙がこの契約を解除したときは、乙は、甲に対し、その賠償を請求することができるものとする。

(特約事項)

第7条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があったときは、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定による契約の変更又は解除により、乙に損害が生じる場合は、当該損害の賠償について、甲乙協議して決定するものとする。

(契約の変更)

第8条 前2条に定めのあるもののほか、甲は、この契約を締結した後の事情により必要が生じたときは、本業務の内容の一部を変更することができる。この場合において、契約期間又は回線使用料の額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、本業務を実施するための個人情報の取扱いについては、仕様書別紙4個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、本契約に関連して相手方から秘密である旨明示され開示される相手方の営業上、技術上の秘密（以下「秘密情報」という。）を、相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示又は漏えいしてはならず、また、この契約履行の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定に関わらず、次に該当する情報は、秘密情報として扱われないものとする。

- (1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
- (2) 相手方から情報を開示される以前に既に保有していた情報
- (3) 相手方から開示された情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 公知の情報又は情報を受領した当事者の責めによらないで公知となった情報
- (5) 法令に基づき開示が要求される情報
(その他)

第11条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事 伊 原 木 隆 太

乙